

広島県公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者であった次の者の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第12条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年8月9日

広島県公安委員会  
委員長 貝 原 潤 司

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	課程の区分	課程の名称	取消年月日
株式会社三和 自動車学校	呉市広古新開 二丁目12番1 号	土 本 俊 一	三和自動車学 校	呉市広古新開 二丁目12番1 号	規則第1条第1号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定四輪車コース	平成24年7月 25日
					規則第1条第2号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定二輪車コース	
					規則第1条第3号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定高齢者特定A コース	
					規則第1条第4号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定高齢者コース	
					規則第1条第5号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定地域特性コース	
					規則第1条第6号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定特定Bコース 広島県公安委員会 認定特定Cコース	
					規則第1条第7号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定自動二輪二人 乗りコース	
					規則第1条第8号 に規定する課程	広島県公安委員会 認定総合コース	